

恩賜財団愛育会設立の経緯をめぐって

吉 長 真 子

はじめに

恩賜財団愛育会は、皇太子の誕生を記念して、「本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」(御沙汰書)として下賜された内帑金を基金とし、1934(昭和9)年3月に設立された。そして「御沙汰書」の言葉にある通り、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」の事業(愛育事業)を広く行い、戦時下の母子衛生及び乳幼児保護に関して指導的立場にあった政府の外郭団体であることは、よく知られている。しかしその果たした役割の大きさに比して、戦前・戦中期における恩賜財団愛育会(以下、愛育会と略記)の活動はこれまで十分に検討されてきたとは言い難い。特に、愛育会には文部省が主管する社会教育団体という側面があり、しかもその事業方針において常に「教化」と「養護」がセットで柱とされていたにもかかわらず、愛育会が教育史研究の対象に据えられることはほとんどなかった。そのために、戦前・戦中期の愛育会の性格が、教育(教化)面の考察の抜け落ちた、不完全な形で理解される結果となっていると思われる。

さて、筆者は近代日本における産育と女性教育の問題を考えるための重要な素材として愛育会の事業に注目しているが、本稿ではその設立の経緯について検討を行うことにしたい。すなわち、愛育会設立の経過を史料によって跡づけるとともに、その背景にあった国内事情について試論的に考察することを目的とする。この作業によって、設立時には、愛育会が先行研究で位置づけられているような母子衛生団体という範疇に属するものというよりは、むしろ社会教育団体としての側面に期待がもたれていたことが明らかになるであろう。そしてそれは、女性と子ども(特に乳幼児)をめぐる問題が、当時どのように教育(教化)の対象として構成されていたのかを考察するための重要な手がかりを提供するものと考えられよう。

以下、第1節では、愛育会の概要を紹介し、設立経緯に関わる先行研究の検討を行う。第2節では、愛育会設立の経過を史料によって跡づけたうえで、愛育会を設立した政府の意図を確認する。第3節では、愛育会設立の背景として重要と思われる、母子をめぐる国内の気運について整理検討する。すなわち、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」という「御沙汰書」の言葉が選ばれ、受け入れられる基盤として、児童保護事業の進展と母親教育論の隆盛、及びそれとの社会教育行政の関わりを検討し、試論的な見通しを述べる。

1. 恩賜財団愛育会の概要と先行研究の検討

(1) 組織・事業の概要

では、本論に入る前に、愛育会の組織と事業の概要を、『母子愛育会五十年史』¹⁾によってごく簡単に紹介しておこう。

1934年3月に設立された愛育会では、同年5月に愛育調査会を設置して、事業方針・事業計画を策定した。調査会の委員14名は、官民双方から選ばれた、医学、教育・心理学、社会事業関係の学者と実務家であり、第一小委員会(調査要目の選定)、第二小委員会(講習・講演・映写会)、第三小委員会(出版物の編纂)に分かれて審議を行った。各小委員会の事業計画は同年7月から順次実行に移された。当初の主たる事業としては、第一小委員会関係では乳幼児死亡、乳幼児身体発育規準、乳幼児精神発達規準、乳幼児保育に関する調査研究と、愛育相談所(のち愛育研究所)設立に関する協議、第二小委員会関係では講演会、保育所保姆講習会、こども愛育展覧会の開催、第三小委員会関係では機関誌『愛育』(1935年創刊)や『愛育読本』(1935年)、リーフレット、パンフレットの刊行による啓蒙事業が挙げられる。1936(昭和11)年からは愛育村事業が開始され、実践面の中心となった。これは愛育会が行った妊産婦・乳幼児の

環境・死亡調査の結果に基づき、農山漁村の乳幼児死亡率を下げることを第一の目的とし、あわせて乳幼児の保育、母性の保護、村内全般の保健文化水準の向上を期したもので、全国に指定村(愛育村)が設置された。

そして1938(昭和13)年には、麻布区盛岡町一番地の御料地の払い下げを受け、母子の保健、教育、保護に関する総合的研究機関として、愛育研究所が設立された(本部事務所もここに移転)。これは保健部と教養部からなり、付属施設として愛育医院(小児科・産科)、哺育室、教養相談室、特別保育室(異常児保育室)等が開設された。また同年には、閉鎖された東京帝国大学セツルメントを引き継いで愛育隣保館が開設され、保育、講習、健康・教養相談等の事業が行われた。

愛育会の財政は、内帑金75万円に民間からの寄付金75万円(三菱合資会社25万円、三井合名会社25万円、住友合資会社15万円、原田積善会10万円を、5ヵ年賦にて)を加えた150万円の基金と、国庫補助金、寄付金によって支えられていた。国庫補助金は、一般会計に対し毎年1万5千円以上あり、研究所の設立後は研究所特別会計に対し毎年4万5千円が交付された。

そして1943(昭和18)年12月、愛育会は、全国の小児科と産科の医師によって組織された日本小児保健報国会と日本母性保護会を合併し、「恩賜財団大日本母子愛育会」と改称された。統合された両団体は、それぞれ小児保健部会、母性保健部会として活動することになった。恩賜財団愛育会は文部省の主管であったが(文部省・内務省の共管。厚生省設立後は文部省・厚生省の共管)、このときに主管が厚生省へ移された。1944(昭和19)年5月には、厚生次官通牒によって全都道府県に大日本母子愛育会支部が設けられることとなり、同年度末までに沖縄を除く全国に支部が設置され、各知事が支部長に就任した。

戦後は1946(昭和21)年1月に「恩賜財団母子愛育会」と改称し、1952(昭和27)年5月に社会福祉法人に組織変更された。

(2) 先行研究

次に、愛育会に関する先行研究について、設立経緯に関わる点、及び文部省との関係に絞って検討しておきたい。

恩賜財団母子愛育会(以下、母子愛育会と略記)が

編纂した『母子愛育会五十年史』には、設立から50年間にわたる組織・事業についての詳細がまとめられている。しかし「前史」として、昭和初期の母子衛生と児童養護の概況が説明されているものの、愛育会の歴史は天皇の「御沙汰書」に始まっており、「御沙汰書」が出された経緯について直接的な説明はない。また「御沙汰書」が発せられるに至った経緯を明らかにする史料も、母子愛育会に残されていない。

ところで、『現代日本小児保健史』を著した毛利子来は、愛育会の設立について、

恩賜財団愛育会の誕生は、明治末の済生会の設立と同じく、皇室による直接の慈恵であり、経済および農業恐慌下における社会不安を「一君万民」思想によって收拾せんとするものであった。²⁾

と述べている。また、鷲谷善教も次のように記している。

愛育会は中央社会事業協会同様いわば政府の外郭団体であったが、……昭和恐慌の深化と満州事変の勃発という今次戦争につらなる前段の時期に誕生したことには政治的な意味がある。

愛育会は今次戦争の全期間にわたって母子保護に啓蒙的、指導的役割を果たすが、戦後それがために軍国主義的団体として、参議院厚生委員会(一九四九年)によって指弾され、「国立児童研究所」(仮称)への転換の勧告の対象となったりもしている。しかし愛育会はその誕生がなければ、国の施策としてほとんど見るべきものがなかった当時において母子保護に一定の役割を果たしたことも事実である。また、恩賜財団という天皇の權威を思わせる性格の団体であったがためにこそ実施可能であると考えられるようないくつかの事業を展開しているのである。³⁾

両者とも、愛育会の設立には政治的な意図があったことを示唆しているが、これ以上に議論は展開されていない。

愛育会が設立されるに至る背景に言及したものとして、他には、次の二つを挙げることができる。一つは、三田啓の自伝の記述に基づいて、三田啓の皇室・宮内省への働きかけが実を結んだとする見解である⁴⁾。もう一つは、ヴィクトリア皇后館の活動に代表される、ドイツにおける乳児死亡問題をめぐり動向に重ね合わせて理解しようとする川越修の研究である⁵⁾。これらの点については、第3節で具体

的に検討することにするが、愛育会設立の要因としては、それだけでは十分とは言えない。

愛育会の設立について、筆者は注目すべき点として、かつて以下の指摘を行った。すなわち、それまで母子に関する事業は内務省社会局が主管する児童保護・母性保護の事業として、専ら地方自治体の任意事業かまたは民間社会事業に委ねられていたのが、(1)「母性の教化」の面を重視して、文部省が主管する事業としたこと、(2)母子対策の施策が法律として整備されるのは1937(昭和12)年の「保健所法」公布及び「母子保護法」公布以降のことであるが、それに先立ち天皇の聖旨を戴くという形で政府が母子に関する事業に取り組む姿勢を見せたこと⁶⁾、である。本稿ではそれらの点を確認しながら、文部省が主管したことの意味について、さらに考察を進めたい。それは、文部省主管の意味は上記(1)のように「母性の教化」に限定されるものではなく、むしろ当時構想されていた「社会教育」の領域が、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」全体を包摂するものであったことを指摘することになるであろう。

そもそも愛育会を文部省が主管していたことは、『母子愛育会五十年史』に事実として記載されているが、そのことのもつ意味に特に注意が向けられているとは思えない。例えば文部行政との関わりについては全く触れられていないし、事業を社会教育としてとらえる視点もないのである。また戦前・戦中期の愛育会の事業については、母子衛生史、社会事業史の研究において部分的に取り上げられてきたが⁷⁾、そこでも社会教育や女性教育の視点から愛育会を検討するものはない。

では、教育史研究ではどうかというと、実は愛育会は教育史の対象としてほとんど意識されてこなかったのである。愛育村における季節保育所や、保育問題研究会から引き継いだ戸越保育所の集団疎開など、保育史研究において一部の保育事業が取り上げられていたに過ぎない⁸⁾。また『日本近代教育百年史』において愛育会は、愛育村を指定して「全国的に母子の保健・教養を中心に生活合理化を進めて来た」ことと、東京帝国大学セツルメントの引き継ぎ団体である点が、ごく簡単に紹介されるにとどまっている⁹⁾。同書の教化動員期の社会教育財政の問題を扱った箇所では、社会教育団体に対する内帑金下賜の主要なものを挙げて、「社会教育団体と皇室との関連は、その資金面においても極めて特殊であった」こ

とを指摘しているが¹⁰⁾、愛育会には触れていない。しかもそこには1939(昭和14)年度に文部省から補助金または奨励金を受けた、社会局成人教育課所管団体の補助金額・奨励金額一覧表が掲載されていて、4万5千円の補助金を受けている愛育会の名があるにもかかわらず¹¹⁾、愛育会についての記述は見当たらないのである。不思議なことにこれまでの社会教育史研究では、愛育会が社会教育団体として全く認識されていなかったということであろう。後述するように、愛育会が文部省主管の恩賜財団として設立されたことは、当時展開されていた家庭教育振興政策の一環としてとらえることができるが、家庭教育振興をめぐる従来の研究でも、やはり愛育会の存在に注意を払うものはなかったのである¹²⁾。

それでは、愛育会の設立にどのように文部省が深く関わっているか、次節以降で具体的に見ていくことにしよう。

2. 恩賜財団愛育会の設立

(1)「御沙汰書」伝達以後の経過

1933(昭和8)年12月23日の皇太子誕生を祝して、翌1934年2月23日から4日間にわたり延べ1万2千人余りを招待して宮中饗宴が催された。その饗宴第一日の午前、饗宴に先立って湯浅倉平宮内大臣は、病氣引籠中の斎藤実総理大臣の代理として参内した山本達雄内務大臣に対して、次の「御沙汰書」及び「口達書」の伝達を行った。

〔御沙汰書〕

皇太子殿下御誕生ニ際シ本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資トシテ金七拾五万円下賜候旨御沙汰アラセラレ候
昭和九年二月二十三日

宮内大臣湯浅倉平
内閣総理大臣子爵斎藤実殿

〔口達書〕

文部大臣ニ於テ内務大臣ト協議ノ上速ニ御下賜金ヲ以テ財団法人ヲ設立シ其ノ活動ノ十全ヲ図リ以テ普ク
聖旨ノ徹底方ニ関シ適當ノ措置ヲ講スル様致シ度キコト

まず記録によって、事実経過を追ってみよう¹³⁾。

この「御沙汰書」を受けて政府では即日、山本内務大臣、鳩山一郎文部大臣、永井柳太郎拓務大臣、堀切善次郎内閣書記官長、栗屋謙文部次官が参集して協議し、文部省を主管とする財団法人を設立することを決定した。翌2月24日には文部大臣官舎において恩賜財団設立に関する第一回協議会が開かれ、名称及び寄附行為、殊に法人の目的たる事業の内容について協議された。出席者は以下の6名であった。

宮内省総務課長	鹿兒島虎雄
内務省社会局社会部長	富田愛次郎
文部次官	栗屋 謙
文部省社会教育局長	関屋 龍吉
拓務次官	河田 烈
拓務省管理局長	生駒 高常

第二回協議会は2月27日文部省社会教育局長室にて開かれた。そこでは前回に引き続き寄附行為を審議し、殊に総裁として皇族を推戴する件を宮内省に願ひ出ること、及び名称を恩賜財団愛育会とすることを決定して、文部、内務両大臣に法人設立願を提出することとした。出席者は6名で前回と2名入れ替わった。

宮内省総務課長	鹿兒島虎雄
内務省社会局長官	丹羽 七郎
内務省社会局社会部長	富田愛次郎
文部省普通学務局長	武部 欽一
文部省社会教育局長	関屋 龍吉
拓務省管理局長	生駒 高常

財団法人設立許可申請書は3月8日、斎藤実を設立者として文部、内務両大臣宛に提出された。第三回協議会は3月11日文部省第二会議室において、設立許可に伴う諸般の事項を協議するために開かれた。この場で理事長に元宮内次官で貴族院議員の関屋貞三郎、常務理事に元千葉・埼玉・福岡県知事で前東京市助役の斎藤守圀の就任が決定された。出席者は第二回協議会の出席者6名に関屋貞三郎、斎藤守圀を加えた8名であった。次いで3月13日に文部、内務両大臣から恩賜財団愛育会設立の許可が下り、同月24日東京区裁判所において法人設立の登記がなされた。同月27日文部省内に事務所を設け、総裁に久邇宮大妃悦子(皇后の実母)を奉戴の願書を提出、4月6日付で允許された。会長は同月7日、総裁から元総理大臣の伯爵清浦奎吾に委嘱された。この件の伝達には、久邇宮別当高橋其三と文部省社会教育局青年教育課長小尾範治が当たった。この後理

事、監事、評議員が委嘱されて設立の手続きを終え、同月29日丸の内の東京会館で恩賜財団愛育会の総裁奉戴式と発会式が行われた。

創立当時の役員は、監事は内務・文部・拓務各省次官、及び三菱社総理事・三井報恩会理事・住友本社総理事の計6名に、理事は第一回、第二回協議会に出席した6名の各省局部長と稲田龍吉(東京帝国大学教授)、穂積重遠(同)、倉橋惣三(東京女子高等師範学校教授)、原泰一(中央社会事業協会理事)、三田谷啓(三田谷治療教育院院長)、森村市左衛門(森村組社長)の計12名に、評議員は関係各省の局部長、警視総監、外地の長官、東京府知事、東京市長、大阪市長、大阪毎日新聞社・朝日新聞社の代表、愛国婦人会・大日本聯合婦人会の代表、その他学界・教育界・財界の権威に委嘱された。

1934年創立時の「恩賜財団愛育会寄附行為」には、事業内容として次の六つが挙げられている¹⁴⁾。

- 一、乳幼児及児童ノ保育養護並ニ教化ニ関スル調査研究指導
- 二、児童ニ対スル社会教育的施設
- 三、母性教育及家庭教育ニ関スル施設
- 四、児童ノ養護ニ関スル施設
- 五、児童愛護思想ノ普及
- 六、其ノ他児童及母性ノ福祉ヲ増進スヘキ諸施設

具体的な事業内容については、同年5月に設置された愛育調査会(委員長は関屋貞三郎)が協議、決定した。以後の組織・事業の概略は、前節で紹介した通りである。

(2) 政府の認識

さて、上述の経過は、「御沙汰書」が伝達されてから政府が協議して恩賜財団の設立を決めたことになっているが、次節で紹介するように、「御沙汰書」伝達を報じた新聞には既に、文部省が主体となって恩賜財団を設立することや、予定されている事業内容が記事となっている。当然のことながら、2月23日までに政府としてのおおよその方針は既に固まっていたのである。

1934年3月の愛育会「設立趣旨」は、「国体」観念と「聖旨」の有難さが強調された、形式的な文章ではあるが、まずここから政府の認識を読み取ることができる。

……皇国は建国以来、国は即ち家にして君臣の

情父子の如く、皇室の御栄はやがて国民の慶福を意味し、上つ御喜は直ちに国民の喜悦となり、君民互に福祉を同じうすることは実に我が国体に淵源し万邦に其の比を見ざる所なり。今や我国は非常時局に際会し内外多事多難国民等しく皇国の前途を憂慮するの時、恰も此の慶福に逢ひ、国民の意気俄に軒昂たるものあり。されば此の慶福を永久に記念せんことは万民等しく要望する所にして我等亦此の切望を以て企画する所あるに際し、罔らずも皇室に於かせられては、特に内閣総理大臣に対し御沙汰を以て御内帑金を下賜せられ、皇太子殿下御降誕の慶福を万民に頒たせられんが為児童及母性の教化並に養護に関する施設を講ずべき旨を仰せ給ふ。

聖旨優渥洵に恐懼感激に堪へず、仍て聖旨を奉体し文部、内務大臣協議の上恩賜財団愛育会を組織し、恩賜金を以て基金となし、更に特志者の浄財を集めて「児童及母性の教化並に養護に関する」諸般の施設を講じ、普く本邦母子の福祉の増進を図り優渥なる聖旨に副ひ奉らんことを期す。¹⁵⁾

これを言葉通りに受け取れば、まず政府が記念の施策を検討し、それについて後から内帑金の下賜が決まったということである。1933(昭和8)年12月23日、内親王の誕生が4人続いた天皇家に親王、しかも生まれながらの皇太子が誕生した。「非常時局」「内外多事多難」の当時であって、政府は当然この機会を利用して天皇の権威を高め、人心を掌握しようとしたのであろう、直ちに恩赦を実施するための法令整備に着手した¹⁶⁾。そしてそれだけでなく恩賜財団を設立することにしたのは、母子問題に関する恩賜財団の設立が、皇太子誕生という慶事にとてもふさわしく、かつ時宜になかった記念事業と考えられたためであろう。2月23日の「総理大臣謹話」には、「斯やうに国を挙げて歡喜の心に燃えて居ります際聖上陛下は曩に恩赦の大詔を渙発せられまして減刑復権等の聖恩を降し給ひ、今復更に児童及び母性の福祉を御軫念あらせられ多額の内帑金を下賜せられまして聖恩の洪大無辺なる洵に感激の外なき次第であります」¹⁷⁾とある。恩赦と恩賜財団設立が、皇太子誕生を記念した二大事業であったことがわかる。

ところで、愛育会以前に設立された恩賜財団には、恩賜財団済生会と恩賜財団慶福会がある¹⁸⁾。

1911(明治44)年施業救療を目的として大逆事件の処刑直後に設立された恩賜財団済生会の場合、内帑金150万円に加えて寄付金2400万円が集められている。恩賜財団慶福会は、関東大震災後の1924(大正13)年に、皇太子成婚を記念して民間社会事業の助成を目的として設立された(内帑金100万円)。恩賜財団済生会についての研究から、菅谷章は、「戦前の恩賜事業は、天皇のわずかな恩賜金を呼び水として民間から資金を徴収し、基金の大半を民間に転嫁し、一般大衆に皇室の仁慈を強調するのがつねであった」¹⁹⁾と指摘している。川上武も、内帑金の額はその後一般より集めた寄付金の総額に比すればたいした額ではなく、「むしろこれと呼び水として、一般より募金をするための重要な役割をはたしている点を注目すべきである」、そして慈恵とはいっても、費用負担も事業運営の負担も最終的には様々な形式をとって民間に転嫁させてしまい、「しかし、その効果はすべて天皇の慈悲に帰せられるような仕組みになっていた」と述べている²⁰⁾。

同様のことは愛育会の設立についても当てはまると言えよう。政府関係者やマスコミはひたすら「恐懼感激」しているが、このときの内帑金の額は前2回に比べて決して多くはなく、しかも先述したように基金については内帑金75万円に加えて、三菱合資会社、三井合名会社、住友合資会社、原田積善会から計75万円の寄付を仰いで運用している。だが政府がまだ積極的に母子対策を講じていなかったこの時期に、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」のための恩賜財団が設立されたことは、ある意味画期的でもあった。政府が母子をめぐる施策の必要性和、現実にはそれが不十分な状態にあることを認識していたことは、4月29日発会式における内閣総理大臣兼文部大臣、宮内大臣、内務大臣、拓務大臣の祝詞から確認できる。

例えば内務大臣祝詞には次のように述べる。

惟フニ母性及児童教化養護ノ事タル国力消長ノ懸ル所ニシテ之カ施設ノ整備充実ヲ期スルハ真ニ社会ノ重大任務タリ輓近世運ノ進運ニ伴ヒ斯ノ種ノ施設漸ク見ルヘキモノアルヲ致セルモ複雑ナル社会ノ現状ヲ省察スレハ尚今後ニ於ケル斯業ノ伸張ニ俟ツヘキモノ甚タ多キヲ感セスムハアラス²¹⁾

拓務大臣祝詞にはさらに、

抑モ児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ハ国家興

隆ノ基礎ニシテ現下我カ国ノ応ニ最モ力ヲ致スヘキトコナリ之カ為ニハ官民協力シテ広ク児童ニ対スル社会教育母性教育及家庭教育ニ関スル各種ノ施設ヲ行フハ勿論其ノ他児童ノ保育養護教化ニ関シテモ亦大ニ調査研究ヲ進メ且ソノ思想ノ普及ヲ計ルノ要アリ……

惟フニ本会ノ設立ハ日本国民ニ多大ノ感激ヲ与ヘ汎ク日本国民ヲシテ母子ノ教化養護ノ為更ニ一段ノ努力ヲ尽サシムル基トナルヘク本官亦聖旨ニ副ヒ奉ルタメ各外地当局ヲ督励シ以テ共ニ与ニ奉公ノ至誠ヲ致サムコトヲ期ス²²⁾

とあって、国民の努力が強調され、しかも「内外地ヲ通シテ普ク母子ノ福祉ノ増進ヲ図」ることが謳われている²³⁾。国家にとって緊要な課題でありながら対策が十分とられていない母子の問題を国民にアピールし、国民の努力を求めるために、この慶事が利用され、恩賜財団が設立されたことが明らかであろう。

では、内務大臣祝詞にある「軌近世運ノ進運ニ伴ヒ斯ノ種ノ施設漸ク見ルヘキモノアル」とはどのような状況を指していたのか、また政府としてどのような事業を想定していたから文部省の主管となったのか、次節で検討することにしよう。

3. 社会教育団体としての恩賜財団愛育会

(1) 児童保護事業の進展と母親教育論の隆盛

政府が皇太子誕生の機会を利用し、母子をめぐる諸施策の振興を意図して恩賜財団の設立を決めたことは、前節で見てきた通りである。が、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」という「御沙汰書」の文言が出てきた背景として、この問題に対する国内の気運が一定程度盛り上がっていたことも見逃すことはできない。そして民間でこの問題に携わっていた人々にとって、国がこの種の統一組織を設立することは、念願していたことでもあったのである。内帑金の下賜を報じた新聞記事は、次のように論評していた。

母と子とは元来不可分のものであるにも拘わらず、従来の機関施設は大抵母は母、子は子と別々に離したのばかりで、然も個々の団体が狭い活動しかしてゐなかつたが、この度の配慮によつて始めて母と子が固く慈愛の抱擁をした姿のまゝで、養護教化の対象とされ、更に母子愛の施設が全国的統制で大きくまとまり、それが遠く植民地にまで及ぶのである²⁴⁾

「児童」に対する事業と「母性」に対する事業を一体のものとして行うこと、「教化」と「養護」を統一した事業を行うことに、愛育会の意義、特色があったと言える。

そしてそのような「御沙汰書」が出された背景を理解するためには、1910-20年代における三つの転換、すなわち、(1)保健・衛生、(2)社会事業、(3)社会教育の三つの領域における転換を確認する必要がある。というのは、母と子をめぐる「教化」と「養護」は主としてこの三領域に関係しており、しかも三領域における施策が相互に重なり合っているうえに、それぞれが1910-20年代を画期として新しい段階に入って、行政側の基盤整備もなされていたからである。転換とは先行研究で指摘されているように、(1)取締りから指導へという衛生行政の転換のなかで、高率の乳児死亡が問題化し、母子衛生対策がとられるようになったこと²⁵⁾、(2)慈善・救済事業から社会事業への転換のなかで「児童保護」が成立し、その根本として妊産婦・乳幼児保護の事業が開始されたこと²⁶⁾、(3)通俗教育から社会教育への転換のなかで、生活改善、育児、家庭教育の問題に文部行政が取り組むようになったこと²⁷⁾、である。そしてこの三領域全てにおいて、官民ともに母親の啓蒙を重要視していたことが特筆されよう。

(1)、(2)についてももう少し具体的に見ていくなれば、1910-20年代には、官民双方で乳児死亡や小児の健康状態に関する各種の調査が行われてその実態が明らかにされる一方で、内務省は衛生知識の普及を図って啓蒙運動に力を入れた。例えば「児童衛生展覧会」(1920年)、「妊産婦及児童衛生に関する講習会」(1922年)の開催、パンフレットや映画の作成である。しかし内務省はこの時期啓蒙中心で、他に積極的に施策を講じることはなく、妊産婦・乳幼児保護に関する事業は主として内務省社会局の主管のもとに、専ら地方自治体の任意事業、または民間社会事業に委ねられていた。そしてまず都市において、地方自治体や民間の経営による、産院、巡回産婆、乳幼児健康相談所、児童相談所、託児所などの児童保護施設が急増していった。

この時期の母子衛生領域及び児童保護領域において、母親の育児知識啓蒙が重要課題と認識されていたことについても、先行研究で明らかにされている²⁸⁾。その一方、児童保護事業以外の領域でも1920年代後半には母親教育への関心が全国的に高まり、母親教

育を目的とする種々の組織が生まれて盛んな活動を行っていた。例えば上村哲弥による日本両親再教育協会(1928年設立)、武南高志による「子供の教養」社(1929年設立)、三田谷啓による「日本母の会」(1929年設立)など、両親再教育、母親教育を目的とする全国規模の民間組織が生まれた。また30年代に入ると、東京帝国大学セツルメントや、平田のぶの「子供の村」保育園など、保育運動のなかにも母親教育の新しい動きが見られるようになる。

さらに(1)、(2)と(3)の関わりという点では、「民衆の具体的で日常的な生活面との接点を確保し」²⁹⁾た社会教育行政において、生活改善の展覧会や、30年代に入ってから「母の講座」等で、家庭衛生(妊産婦の衛生を含む)や育児が必ず取り上げられていたことが指摘できる。1929(昭和4)年設置されて教化総動員に着手した社会教育局は、翌1930年に家庭教育指導者講習会と「母の講座」を開設し、同年12月には文部大臣訓令「家庭教育振興ニ関スル件」を出して大日本聯合婦人会を設立、以後家庭教育振興の施策を展開した。この政策では「女性を「母」と捉え、その「教養訓練」として家庭教育について学ぶことが女性に求められていたこと、「家庭教育が婦人教育の分野と考えられていたことは、村田晶子の指摘している通りである³⁰⁾。筆者が注目したい点は、1930年6月の文部省主催家庭教育指導者講習会の会期中に開催された研究協議会で作成され、以後の家庭教育振興の筋書きとなった、「家庭教育振興案」の内容である。重点は家庭教育の主体としての母親の教育・教養施設の設置におかれているが、その内容は広く、「学校以外における幼児児童の教養機関の完備」、「児童保護事業の改善振興」などに及んでいるのである³¹⁾。すなわち家庭教育の「補足」として、幼児教育や児童保護事業が積極的に社会教育行政のなかに位置づけられているのである。

このような動向を踏まえたうえで、それと愛育会の設立がどのように関係するのかを、以下で探ることにしよう。まず先行研究で言及されている、欧州における乳児死亡問題をめぐる動向と、三田谷啓の存在について、簡単に検討しておきたい。

(2) ヴィクトリア皇后館

川越修は、1920年代日本の人口転換期における乳児死亡をめぐると問題状況をドイツの場合と比較検討した研究で、愛育会の設立に触れている。そして愛

育会を、ベルリンのヴィクトリア皇后館(「ドイツ帝国における乳児死亡撲滅のための皇后アウグステ・ヴィクトリア館」、1919年に「皇后アウグステ・ヴィクトリア館：乳幼児死亡撲滅のための国立施設」と改称)に「極めて類似した組織」³²⁾ととらえている。2万5千マルクの下賜を基金に設立されたヴィクトリア皇后館は、「高度な学問の場となるとともに、母親と子供にとっての救い、ほったて小屋に住んでいようと家族にとっての慰め、乳幼児にたいする救護をおこなう国と自治体の官吏の盟友、そして国民の活力の源泉たること」を「本来の任務」とする、「母子保健にかかわる諸問題に対するドイツ全国のセンター」であり³³⁾、「出生数の減少と高い乳児死亡率というファクターを意図的に組み合わせることによって作りあげられた、国家の存亡の危機という言説の産物」³⁴⁾であった。

欧米の母子衛生・児童保護関係の施設・制度については、当時官民ともに強い関心を示しており、動向が詳しく紹介されるとともに、日本における同様の施設の設立が要望されている³⁵⁾。三田谷啓もその論者の一人である。

三田谷啓は治療教育学を専門とする医師であるが、その活動範囲は非常に広い。1918(大正7)年から1921年まで大阪市で市立の児童相談所、託児所、少年職業相談所、産院、乳児院の設立に関わったほか、1927(昭和2)年には兵庫県武庫郡精道村(現芦屋市)に、児童収容・児童相談・社会教育(母性教育)を事業として掲げる三田谷治療教育院を設立した。収容部では、児童を医学的及び教育的に扱う方針で、精神薄弱や身体虚弱などの児童を「コドモの学園」に寄宿させた。母性教育部では講演会や講習会、展覧会を全国で精力的に行う一方、1928年院内に「日本母の会」を設立して、機関誌「母と子」を発行した³⁶⁾。

三田谷は1923年に、「奥国母親及び乳児保護院」(「中央母親乳児保護院」とも表記)と「独逸国カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア乳児死亡防止館」(すなわちヴィクトリア皇后館)を紹介している。前者はオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ1世が1908年、即位60年祝典に際し、「国民が多額の経費を一時的にお祭騒ぎに費すよりは児童保護の為に記念事業を起し祝意を表することを望む旨を洩されて国民が感激して醸金した、めに出来た」という³⁷⁾。教育の機関と社会的設備の二つに分かれて事業が行われている。後者はドイツに「皇后陛下の思召しで」1909年創

設されたもので、臨床施設、外来診療所及び相談所、講習、乳幼児の疾病及び特性に関する学術調査部、乳児及び幼児保護機関、民衆教化部の六つに分かれていた³⁸⁾。そして三田谷は次のように呼びかけている。

今年東宮殿下御成婚の一大記念すべき目出度き年である。吾等はこの記念すべき年に於て国家百年の事業として児童保護事業を企つことが最も望ましきものと思ふのである。国立児童研究所可なり、私設児童保護所もよい。要は統一した機関が出来、同時に全国の協一〔統一か——引用者〕機関を組織し、万国の児童保護運動と歩調を和して、国家を泰山の安きに置く基礎を造るのが肝要である。³⁹⁾

三田谷はこの後も、「皇孫殿下御降誕記念」、「御大典記念」など、皇室に関連づけて、統一した児童保護機関の設立を強く呼びかけている⁴⁰⁾。

三田谷の自伝によれば、「大正十二年夏、多年児童保護事業の設立を思い立ち九重の雲の上からの一声を得たいと念願していた彼〔三田谷——引用者〕は思いきつて牧野宮相に哀訴するために東上した」という⁴¹⁾。この後何度か、皇族や華族、宮内省関係者に対して児童保護、児童教養、母性教育の講演をしたり、皇后にその関係資料を進呈したり、また「母のための展覧会」等を皇族に参観させたりしている。そして、その努力が愛育会の設立につながったというのである。

その後幾年か経つて昭和十年〔九年の誤り——引用者〕に皇太子殿下の御誕生記念として愛育事業が起されることとなり彼は滞京中一日に三度も宮内省に行き係の総務課長と打合せしたこともあつた。彼が初め宮相牧野伯にこのことを訴えてから丁度四代目の宮相のときに彼の希望が達せられたのである。彼は厭くことなく熱心に二代、三代、四代目の宮相に同じことをくり返して訴えたのであつた。⁴²⁾

三田谷についての先行研究では、この自伝の記述に基づいて、三田谷の皇室への啓蒙活動が愛育会設立の基盤となったとしてきた。

民間の一活動家に過ぎない三田谷が、皇室・宮内省に対してどれほどの影響力をもっていたのか疑問が残るところではあるが、「一日に三度も宮内省に行き係の総務課長と打合せした」という記述や、愛育会の理事及び愛育調査会委員に登用されている事実か

ら、「御沙汰書」が出される過程に三田谷が何らかの形で関わった可能性はあると思われる⁴³⁾。

しかしここで問題としたいのは、ヴィクトリア皇后館は乳幼児をめぐる研究・医療・保護・啓蒙の総合的な事業を行っていたが、「乳幼児死亡の撲滅」のための医療活動がかなり重視されていることである。果たして愛育会はそのような趣旨で設立されたのであろうか。文部省が愛育会の事業をどのように構想していたのかを確認することにしよう。

(3) 社会教育の領域

「御沙汰書」伝達を報じた2月24日付の新聞記事には、次のような文部省の方針が掲載されている。

この恩賜財団は母子養護教化の調査研究機関並びに実際の指導機関とする方針で、まづ婦人会や女子青年会など既設の婦人団体を手足として、母性に対する家庭教育の振興を計り、近頃の世相に対しても正しき児童愛護の思想を普及し「母親再教育」もやれば育て方の指導から子供の教育健康の相談の諸施設講習会、印刷物はもちろん、映画教育、情操教育、直観教育等の諸施設、その他貧困乳幼児や貧しい母性に対する産前産後の救済事業等、規模の拡充につれて聖慮を奉戴して母と子の向上に広く慈しみの手を伸ばそうと計画が進められるのである⁴⁴⁾

そこには文部省社会教育局長、関屋龍吉の談話も掲載されている。

貧しい母や子の救済といふことも結構であります。全国的に救済の手を伸ばすといふことになれば、いづれも手薄くなる結果になりますので、母性や児童の向上のために調査研究をし、その指導を行ふといふやうな精神的な活動に主力を注ぐことになる事と思ひます⁴⁵⁾

文部省が恩賜財団を、調査・研究と指導の機関として位置づけていたこと、しかも事業の中心は家庭教育振興と児童愛護思想普及にあったことが理解されよう。そしてこのことは、先に紹介した寄附行為の文面にそのまま反映されている。実際的な母子の救済事業は二の次で、「精神的な活動に主力を注ぐ」という方針に、「思想国難」「経済国難」を思想善導によって打開しようとした教化総動員、家庭教育振興の性格がよくあらわれている。

1929(昭和4)年から文部省社会教育官を兼任し、しかも三田谷と同じく愛育会の理事と調査会委員を

兼ねていた倉橋惣三は、『愛育』創刊号の巻頭論文に次のように記している。

乳幼児死亡問題の如き、家庭の経済的要件が一方の主原因であることは素よりであるが、特に重要原因として、母の道徳と知識とを指摘せざるを得ないことは、此の問題に関する研究者の古くより言ふ処、今日一層強く説かれてゐる処である。⁴⁶⁾

倉橋はこの論文で、「御沙汰書」の言葉を「母の教化」と「児童の愛護」に要約している。倉橋は別のところで、「愛育会の生れる前に賜つたお言葉は 畏くも「児童の愛護、母性の教化に尽せよ。」と云ふことでありました。このお言葉は即ち児童は母性を教化することなくして愛護せらるゝことはないと考えてゐる次第だとも言っている⁴⁷⁾。そもそも下賜金の目的については立場によって解釈が微妙に異なっていて、雑誌『社会事業』には「児童愛護の資として」⁴⁸⁾との記述があり、雑誌『社会教育』には「文部省が中心となつて母子教育の施設を行ふこと、なつた」⁴⁹⁾とある。「御沙汰書」の文言は母と子、それぞれの「教化」と「養護」を包含していると思われるが、文部省関係者の関心がどこにあったかを倉橋の発言が如実にあらわしていると言えよう。

ところで、文部省の関心は「母性教化」とともに児童に対する「教化」と「養護」にも注がれている。先行研究で明らかにされているように、当時の社会教育行政は幼児保育や貧困児童・不良児童・障害児童等の特殊児童に関する児童保護事業を、「教育的救済」として社会教育に積極的に組織化していたのである⁵⁰⁾。また幼児・児童に対する教育と保護の統一は、三田谷も倉橋も強調していたことであつたが⁵¹⁾、そもそも当時の社会教育と社会事業は、それぞれが「教化」(教育)と「養護」(保護)の両方を含み込んだものであつたと言える⁵²⁾。

関屋は、後に次のような回想も残している。

私たちの考えでは、この財団は乳幼児の看護保育に関する施設や研究はもちろんであるが、さらに進んで少年期の問題並びに母性に対する家庭教育にまで及ぶべきものであるから幼少年心理学の専門家青木誠四郎氏を委嘱して研究部門も開設したのであるが、その後は、次第に文部省の関係を離れ、ついに厚生省の専管になってしまった。別に官庁間の縄張り争いでいうわけではないが、御下賜の趣旨から考えてもいさ

さか心残りがしてならないのである。⁵³⁾

設立時の関屋の構想とは異なる展開となつた理由は、関屋が愛育会設立直後の1934年5月末をもって社会教育局長の任から離れ⁵⁴⁾、愛育会の事業は愛育調査会委員である実務家の意見によって決定されていったという事情が、まず考えられよう。三田谷をはじめとする、医療・衛生、社会事業関係の実務家たちは、さきのヴィクトリア皇后館のような施設を実現することを、愛育会設立後にも要望していた。しかもその要望は、多額の経費と多くの専門家を要するゆえ、愛育会こそがそれを設立するべきだという声となつて⁵⁵⁾。そして当初の計画からかなり規模が縮小されたものの、1938年に愛育研究所が開所したのである。

またちょうどその時期から、1937年「保健所法」公布、1938年厚生省設置という具合に、人口政策としての母子対策に政府が本腰を入れるようになったことと、愛育会の事業展開は関係しているのではないだろうか。最終的に愛育会が厚生省の主管に移管されたことについて、『厚生省20年史』には次のような説明がある。

たまたま人口局設置の直後、皇后陛下は乳幼児の死亡および死産のおびただしいのを憂慮され、内帑金を下賜されたい旨の内意をもらされたので、さつそく母子保健事業を主とする恩賜財団を創設する案を立て、宮内省と折衝を重ねたが、同省財政の都合によつて御下賜金を戴くことができなくなり、そこで今度は、かつて、皇太子殿下御誕生のとき、御下賜金を基として創立され、当時文部省の主管下に在る財団法人愛育会の移管を求め、これを強化拡充する方針にでて、幸にして同省の諒解を得たので、同会と目的を同じくする日本母性保護会および日本小児保健報国会を統合して恩賜財団大日本母子愛育会と改称したところ、昭和十八年十二月二十三日図らずも金十萬円の御下賜があつた。⁵⁶⁾

当時の厚生省が、愛育会の主要事業を母子保健とは考えておらず、文部省の団体と見なしていたことがうかがえる記述である。

ただし、文部省との関係が次第に離れていったとはいえ、戦時下に至るまで文部省が明らかに愛育会を社会教育団体として認識していたことは、注意しておく必要がある。例えば文部省社会教育局『昭和十四年度 家庭教育施設実施概況』、同『昭和十五年

八月 成人教育課所管施設概要』、同『社会教育の施設概観(昭和十五年八月)』において、愛育会は、家庭教育施設として大日本聯合婦人会と並んで紹介されているのである。

おわりに

ここまで、愛育会の設立経過を跡づけ、背景にあった国内事情について考察するなかで、愛育会が文部省主管の社会教育団体という性格に重点をおいて設立されたことが明らかになった。そしてそれは、これまで教育史でも、愛育会に関する研究においても指摘されていなかったことであった。だが、愛育会が設立されてからの事業展開は、必ずしも文部省が当初想定していた路線通りに進んだわけではなく、最終的には厚生省の主管に委ねられることとなったのである。

戦前・戦中期の愛育会では、「御沙汰書」にあった「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」を基本方針として、事業をさまざまな形で展開した。筆者が本稿で、文部省と愛育会の関係を取り上げたのは、愛育会が教化団体であることを強調しようという意図からではなく、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」という文言のなかに、多様な問題が複雑に入り組んでいることを示したかったからである。今後は、設立直後から敗戦に至るまでの愛育会の事業を検証し、国の意図と愛育会の意図、そして末端の地方愛育村等で事業にあたった人々と事業の対象となった人々の意識の異同に考慮しながら、戦前・戦中期に愛育会が果たした役割を明らかにすることを課題とした。その過程で、産育をめぐる問題や女性がどのように教育(教化)の対象として位置づけられていたのかを明らかにできればと考えている。

註

- 1) 恩賜財団母子愛育会五十年史編纂委員会編『母子愛育会五十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、1988年。
- 2) 毛利子来『現代日本小児保健史』ドメス出版、1972年、154頁。
- 3) 鷲谷善教『戦時下における母子対策と保育政策』『社会事業の諸問題』第26集、1980年、17～18頁。
- 4) 柴崎正行『「愛育の書」解題』(現代日本児童問題文獻選集29 三田谷啓『愛育の書』)日本図書センター、1988年。駒松仁子『三田谷啓』、大空社、2001年、など。

- 5) 川越修『乳児死亡問題の比較社会史』見市雅俊ほか編『疾病・開発・帝国医療—アジアにおける病氣と医療の歴史学—』東京大学出版会、2001年。
- 6) 拙稿『昭和戦前期における出産の変容と「母性の教化」—恩賜財団愛育会による愛育村事業を中心に—』『東京大学大学院教育学研究科紀要』第37巻、1997年、22頁。
- 7) 吉田久一著作集3『(改訂増補版)現代社会事業史』川島書店、1990年。母子保健史刊行委員会編『日本の母子保健と森山豊—すべての母と子に保健と医療の恩恵を—』社団法人日本家族計画協会、1988年、など。
- 8) 日本保育学会『日本幼児保育史』第4巻・第5巻、フレール館、1971・1974年。宍戸健夫『日本の幼児保育』上、青木書店、1988年、など。
- 9) 国立教育研究所編『日本近代教育史 第8巻 社会教育2』財団法人教育研究振興会、1974年、21・235頁。
- 10) 同上、112頁。
- 11) 同上、113頁。愛育会以外に補助金を受けている団体は、金額の多い順に大日本青年団(10万円)、勤労者教育中央会(9万円)、大日本映画会(5万円)、大日本聯合女子青年団・大日本少年団聯盟・社団法人中央協会(各1万円)、大日本聯合婦人会(8千円)である。
- 12) 筆者はこの点を前掲拙稿で初めて問題提起した。その後西脇二葉も同様の視点から愛育会を取り上げ、愛育隣保館の事業を検討している(西脇『愛育会における地域子育て支援事業の展開—愛育隣保館(1938-45年)の母親教育事業を中心に—』『日本社会教育学会紀要』No.37、2001年)。さらに河合隆平が愛育研究所異常児保育室を取り上げた研究の中でも、この点が確認されている(河合『戦前保育科学と困難児保育論の形成』東京立大学大学院人文科学研究科修士論文、2002年)。なお、西脇と河合の研究は、それぞれ愛育隣保館と異常児保育室を、愛育研究所の実験保育施設としての性格をもつことに留意して分析しており、その意味で従来の保育史の先行研究(前掲註8)とは区別される。
- 13) 前掲『母子愛育会五十年史』45～47頁。また社会福祉法人恩賜財団母子愛育会所蔵『恩賜財団愛育会史料』(手稿)、『恩賜財団愛育会十年誌要』(手稿)、及び国立公文書館所蔵『皇太子殿下御誕生ニ際シ御下賜金ニ関スル件記録』(内閣)、『恩賜財団愛育会設立経過概要』(文部省)を参照し、それによって補った。
- 14) 寄附行為とは、財団法人を設立する行為のことであり、財団法人の根本規則をも指す。なお「施設」という語は、村田晶子の説明にもあるように、物的建造物を指す戦後の用法とは異なって、戦前においては「文字どおり官が「施設ける」の意味が主で、民に対して行う教化事業や団体活動などを指す場合が多かった」(久保義三ほか編著『現代教育史事典』東京書籍、2001年、308頁)。
- 15) 『恩賜財団愛育会要覧』[1934年]、9～10頁。
- 16) 12月24日の新聞報道において既に、憲法及び皇室典範制定以来初の皇太子誕生であることから、恩赦奏請の議が政府内に起こっていることが伝えられている。そして2月11日紀元節に恩赦令が発令された。また毎年紀元節に

- 社会事業と社会教育関係の優良団体に奨励金が下賜されているが、この年は規模が拡大されて787団体が選ばれた。
- 17) 『東京朝日新聞』1934年2月24日付、1面（『文部時報』第475号等にも掲載）。
 - 18) その後には少なくとも、1938年に設立された恩賜財団軍人援護会がある。
 - 19) 菅谷章『日本医療制度史』原書房、1976年、177頁。
 - 20) 川上武『現代日本医療史—開業医制の変遷—』勁草書房、1965年、278～279頁。
 - 21) 前掲『恩賜財団愛育会要覧』6頁。
 - 22) 同上、7～8頁。
 - 23) 同上。創立時の評議員の中に樺太庁長官、南洋庁長官、朝鮮総督府政務総監、台湾総督府総務長官、関東庁内務局長の名があることから（前掲『母子愛育会五十年史』537頁）、予定されていた事業範囲に植民地が含まれていたことが理解される。母子愛育会所蔵史料の中には「財団法人朝鮮母子愛育会設立趣意書」「財団法人朝鮮母子愛育会寄附行為」があり、実際に朝鮮母子愛育会が発足していたことがうかがえる。
 - 24) 『東京朝日新聞』1934年2月24日付、11面。
 - 25) 毛利子来、前掲書。厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史 記述篇』厚生問題研究会、1988年、など。
 - 26) 吉田久一、前掲書。加登田恵子「大正期における「児童問題」と「児童保護」」吉田久一編『社会福祉の日本的特質』川島書店、1986年、など。
 - 27) 小山静子「家庭の生成と女性の国民化」勁草書房、1999年、など。
 - 28) 平塚真樹「日本における子ども「保護」の制度化と「子どもの権利」(下)」『社会労働研究』第40巻第3・4号、1994年。鈴木智道「戦間期日本における家族秩序の問題化と「家庭」の論理—下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して—」『教育社会学研究』第60集、1997年。村田恵子「三田谷啓における母親教育の構想」『日本の教育史学』第40集、1997年。拙稿「1910-1920年代の児童保護事業における母親教育—岡山県鳥取上村小児保護協会の事例から—」『日本の教育史学』第42集、1999年。
 - 29) 小林嘉宏「大正期における社会教育政策の新展開—生活改善運動を中心に—」『講座 日本教育史』編集委員会編『講座 日本教育史』第3巻、1984年、329頁。
 - 30) 村田晶子「戦時期の母と子の関係—家庭教育施策・家庭教育論の検討を通して—」赤澤史朗ほか編『文化とファシズム』日本経済評論社、1993年、328～329頁。
 - 31) 千野陽一『近代日本婦人教育史—体制内婦人団体の形成過程を中心に』ドメス出版、1979年、259頁。
 - 32) 川越、前掲論文(註5)、177頁。
 - 33) 同上、163頁。
 - 34) 同上、159頁。
 - 35) 当時の衛生、社会事業関係の雑誌上に多くの記事が掲載されているほか、内務省も調査結果をまとめている（内務省衛生局「欧洲各国に於ける母性及小児の保健施設」1924年）。
 - 36) 三田谷啓『山路越えて』（復刻）、大空社、1987年。津曲裕次「解説（三田谷啓と『育児雑誌』）」『育児雑誌』（復刻）、大空社、1986年、など参照。
 - 37) 三田谷啓「緊急問題としての児童保護機関—統一した児童保護院設立の必要迫る—」『日本児童協会時報』第4巻第6号、10頁。
 - 38) 同上。
 - 39) 三田谷啓「記念事業としての児童保護機関—塊太利中央母親乳児保護院—」『日本児童協会時報』第4巻第5号、7頁。
 - 40) 「皇孫殿下の御降誕と児童保護」『育児雑誌』第6巻第12号、1925年、1頁。「御大典と記念事業」『育児雑誌』第9巻第2号、1928年、1頁。どちらも無署名の巻頭言であるが、著者は三田谷と推定される。
 - 41) 三田谷啓『山路越えて』日本児童協会、1950年、24～25頁（前掲復刻版所収）。
 - 42) 同上、27～28頁。
 - 43) 本稿では「愛育会」という名称についての考察のなかでも、三田谷と愛育会設立の関係に言及する予定であったが、紙幅の都合で別稿に譲ることにしたい。
 - 44) 『東京朝日新聞』1934年2月24日付、11面。新聞各紙は宮中饗宴に関するニュースを連日大々的に報道しており、内帑金下賜、恩賜財団設立についての記事もまた大きく扱われている。
 - 45) 同上。
 - 46) 倉橋惣三「家庭の保護と充実—愛育問題の基底—」『愛育』第1巻第1号、1935年、4頁。
 - 47) 倉橋惣三「愛育の本義」『鳥取県社会時報』第4巻第1号、1936年、5頁。
 - 48) 「第八回乳幼児愛護週間を迎へて」『社会事業』第18巻第1号、1934年、巻頭。
 - 49) 「児童と母性教化に御内帑金七十五万円御下賜」『社会教育』第59号、1934年、25頁。
 - 50) 新海英行はか「戦間期日本社会教育史の研究(その2)—乗杉嘉寿の社会教育論を中心として—」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第43巻第2号、1996年、など。
 - 51) 津曲、前掲「解説」。倉橋惣三『社会的児童保護概論』（1927年）・『児童保護の教育原理』（1929年）、及び庄司洋子による「解説」（児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集8』日本図書センター、1983年、所収）を参照。
 - 52) 辻浩「社会事業的社会教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第14号、1995年。
 - 53) 関屋龍吉『随想録 社会教育事始め』財団法人顕彰会出版局、1975年、20頁。
 - 54) 宮坂広作によれば「左遷」である（宮坂『近代日本社会教育政策史』国土社、1966年、245頁）。関屋は1929年10月～34年5月の期間、社会教育局長であった。
 - 55) 小沢一「児童研究所設置の急務(一)(二)(三)—児童福利問題研究の必要—」『愛育』第1巻第2号～第4号、1935年、など。
 - 56) 厚生省20年史編集委員会編『厚生省20年史』官公庁審議会、1960年、219頁